

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年12月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし
 区分 II: 該当なし
 区分 III: 該当なし
 その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系原子炉建屋排風機(A)吸込容量制御装置の点検時において、制御用空気供給弁の軸封部より空気漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	1号機	中央操作室入口扉(1S-3-5)において、パッキンの亀裂(上部、下部、側面)及びネジの紛失(下部4箇所、側面2箇所)による空気の流入が認められたため、当該部を点検・交換。	GIII	
3	1号機	換気空調系コントロール建屋電気品室送風機の空調ダクトにおいて、保温材の脱落(5cm程度)が認められたため、当該保温材を点検・修理。	GIII	
4	3号機	照明用分電盤(LP-3R82)において、回路NO. 1(原子炉建屋6階照明用電源箱コンセント)の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	対象外	H27.4.10再審議にてグレード変更 GIII→対象外
5	4号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(B)出口圧力調節弁用制御器において、異音が認められたため、当該制御器を点検・修理。なお、当該主冷凍機は停止中のため問題なし。	GIII	
6	4号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機(B)簡易点検の点検期限を平成26年12月としていたが、平成27年1月実施予定の本格点検に簡易点検の内容が含まれていることから、マニュアルに従い、検討・評価し点検期限を1ヶ月延長。	GIII	